

平成29年度（第34期）事業計画書

1. 事業の概要

公共嘱託登記土地家屋調査士制度が設立された趣旨は「専門家による官公署が嘱託する表示に関する登記を適正かつ迅速に実施すること」が目的であった。そのことを常に念頭において本協会を管理運営していくことが大切である。そして、公益法人たる公嘱協会として、官公署から選択される安定した受託組織として存続していくよう業務処理体制を構築する。

2. 総務部の所轄事項

- (1) 協会の事務処理に関する管理・合理化を徹底する。
- (2) 協会事務所維持に関する検討。

3. 業務部の所轄事項

- (1) 平成29年度の事業受託高予算を2億6千万円とする。
- (2) 不動産登記法14条1項地図作成・地籍調査等の地籍整備事業に積極的に関与していく。
- (3) 自主事業に関して、官公署の未登記建物の表題登記等を積極的に推進する。
- (4) 新規業務開発活動を積極的に推進する。
- (5) 他協会や関連団体等との交流により、情報交換・資料収集に努め、業務開発・業務処理にあたり有効なものについては積極的に取り入れていく。
- (6) 未契約の官公署に対して積極的に啓発活動を行う。
- (7) 県民、社員及び官公署を対象とした研修会を開催し、社員のスキルアップに努める。
- (8) 成果の検査体制を含め、業務管理システムの運用に努める。

4. 経理部の所轄事項

- (1) 公益社団法人会計基準に則した財務処理を行う。
公認会計士の指導による財務処理を行う。